資料

入善町地球温暖化対策地域推進計画策定委員会及び庁内検討委員会について

1. 入善町地球温暖化対策地域推進計画策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第26条の規定 に基づき、町民、事業者及び行政の協働により、入善町地球温暖化対策地域推進計画 (以下「地域推進計画」という。)を策定するため、入善町地球温暖化対策地域推進 計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域推進計画の策定に関する調査、検討及び調整を行い、町長に対して助言を行うものとする。

(組織等)

- 第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。
- 2 委員は次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。
 - (1) 見識を有する者
 - (2) その他町長が適当と認める者

(任期)

- 第4条 委員会の委員の任期は、平成22年3月31日までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第3条により委嘱又は任命された委員は、当該職を退い たときは、委員の職を失うものとする。
- 3 委員が欠けた場合における後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。 (委員長等)
- 第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 会議は、委員長が認めたときに招集する。
- 2 会議の議事は、委員長がこれに当たる。
- 3 委員に事故があるときは、代理者の出席を妨げない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、意 見又は説明を聴くことができる。
- 5 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

6 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、住民環境課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成21年7月24日から施行する。

2. 入善町地球温暖化対策地域推進計画庁内検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

- 第1条 入善町地球温暖化対策地域推進計画(以下「地域推進計画」という。)の策定 及び地域推進計画策定後の地球温暖化対策について検討するため、入善町地球温暖化 対策地域推進計画庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)を設置する。 (所掌事務)
- 第2条 庁内検討委員会は、地域推進計画策定にあたり、必要な事項の検討を行い、その結果を町長に報告する。
- 2 庁内検討委員会は、地域推進計画策定後の地球温暖化対策についての検討を行う。 (組織等)
- 第3条 庁内検討委員会は、関係課の職員で組織し、町長が任命する。
- 2 委員長は、住民環境課長がこれに充たり、委員長に事故があるときは生活環境係長がこれを代行する。

(会議)

第4条 委員長は、必要に応じて庁内検討委員会を招集する。

(ワーキンググループ)

- 第5条 ワーキンググループ員は、職員の中から町長が任命する。
- 2 ワーキンググループは、庁内検討委員会と地域推進計画の策定及び地域推進計画策 定後の地球温暖化対策に必要な事項について、関係行政機関及び団体等と調整を行う。 (庶務)
- 第6条 庁内検討委員会等の庶務は、住民環境課内で処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、町 長が定める。

附則

この要綱は、公表の日から施行する。

3. 委員名簿

(1)入善町地球温暖化対策地域推進計画策定委員会

氏名	区分	所属・役職	備考
九里 徳泰	学識経験者	富山県立大学教授	委員長
津田 伸也	有識者	とやま環境財団専務理事	副委員長
中山 立	産業関係者	入善町商工会	
西村 清	産業関係者	みな穂農協組合	
大田 朗	産業関係者	入善町経営者協会	
松島 唯志	住民代表	小摺戸地区区長	
小路 みつ子	住民代表	入善町連合婦人会会長	
夏山 鈴順	地球温暖化防止 活動推進員	富山県地球温暖化防止活動推進員	
藤井 原	地球温暖化防止 活動推進員	富山県地球温暖化防止活動推進員	
飯田 貞	教育関係者	入善町小中学校長会	
中瀬 範幸	入善町議会	入善町議会環境・地域活性化対策特別委員長	
林 栄佐雄	入善町	入善町副町長	
室均	庁内検討委員会	住民環境課長	

(2) オブザーバー

氏名	区分	所属・役職	備考
吉森 信和	オブザーバー	富山県環境政策課地球環境係長	

(3) 庁内検討委員会

氏名	区分	所属・役職	備考
室均	委員長	住民環境課長	
田中 広司	委員	総務課長	
寺崎 登	委員	農水商工課長	
草島 隆良	委員	建設下水道課長	
小森 裕	委員	教育委員会事務局長	

(4)事務局

氏名	区分	所属・役職	備考
野村(慎吾	事務局	住民環境課	
上田 慎吾	事務局	住民環境課	
樋口 恭兵	事務局	住民環境課	

4. 策定委員会の経過

第1回

日	時	平成 21 年 9 月 30 日 (火) 14:30~
場	所	まちなか交流施設 うるおい館 多目的ホール
議	事	・入善町地球温暖化対策地域推進計画策定委員会の設置について
		・入善町地球温暖化対策地域推進計画策定事業について
		・今後のスケジュール(案)について
		・地球温暖化対策地域推進計画に関する住民アンケート調査について
		・その他

第2回

日	時	平成 21 年 11 月 10 日 (火) 14:00~
場	所	まちなか交流施設 うるおい館 多目的ホール
議	事	・地球温暖化に関するアンケート調査結果の概要について
		・入善町地球温暖化対策地域推進計画原案について
		・その他

第3回

日 時	平成 22 年 2 月 2 日 (火) 14:00~
場所	まちなか交流施設 うるおい館 イベントホール(3)
議事	・入善町地球温暖化対策地域推進計画(案)の承認について ・第2回策定委員会での指摘事項の対応について ・その他